

1. 事業承継支援の取組みについて

- 事業引継ぎ支援センターに対し、金融機関との連携状況について確認したところ、半数以上の都道府県では「金融機関等連絡会」を整備し、具体的な案件情報の交換など、効果的な連携に取り組んでいることが分かった。今後、新たに「金融機関等連絡会」の整備を検討している支援センターもあり、その際にはぜひ参加を検討いただきたい。
- また、中小企業庁では、31年度中に支援センターのデータベースを抜本的に拡充し、日本政策金融公庫やジェトロ等の公的機関の保有情報をデータベースに取り込むほか、金融機関、税理士等の民間事業者もデータベースへ情報の登録と閲覧を直接できるようにすることにより、全国ベースでの事業者のマッチングを強化していく予定。
- こうした状況を踏まえ、特に、自行だけでは事業承継支援の手が回らない際には、事業者のためにも、データベースへの情報登録等、支援センターとの連携に積極的に取り組んでいただき、必要に応じて、本店以外の地域の支援センターや金融機関連絡会等との連携にも努めていただきたい。

2. 平成31年度税制改正について

- 現在、31年度税制改正に関する法案が国会で審議されている。重要な点として、
 - ・ NISA口座保有者が一時的に出国する場合でも、引き続きNISA口座を利用できるようにすること、
 - ・ 海外ファンドが国内金融機関と行う日本国債レポ取引について、受け取る利子等を非課税とする措置を延長の上、適用対象を外国債券へ拡充すること、
 - ・ マイナンバーについて、2016年1月1日より前に証券口座を開設した顧客の告知期限を延長すること、

などが盛り込まれている。

- 税制改正法案が無事、成立した後は、業界として円滑な施行に向け、それぞれ準備をお願いしたい。

- また、マイナンバーについて、預貯金口座への付番が始まってから2年目となるが、付番は進んでいない状況。各行におかれては、新規口座の開設時において顧客からマイナンバーの提出を確実に呼びかけるなど、積極的な取組みをお願いしたい。

(以上)